

令和８年度第１回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和８年４月１０日（金）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎２階 大会議室					
開 会 時 間	１３時３０分					
閉 会 時 間	１５時５０分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	１ 番			５ 番	井 田 厚 美	出席
	２ 番	井 上 武	出席	６ 番	田 邊 元 史	出席
	３ 番	庄 倉 三 保 子	出席	７ 番	恩 田 一 秀	出席
	４ 番	黒 木 美 由 紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	８ 番	牛 田 弘 則	出席	１４ 番	秦 野 勝 仁	出席
	９ 番	吉 次 純 一 郎	出席	１５ 番	板 秀 樹	出席
	１０ 番	白 川 透	出席	１６ 番	足 井 秀 二	出席
	１１ 番	松 本 美 樹	出席	１７ 番	野 口 龍 馬	出席
	１２ 番	糸 田 雅 樹	出席	１８ 番	山 田 安 身	出席
	１３ 番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	１８ 番	山 田 安 身		２ 番	井 上 武	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長 本田 秀和 デジタル推進課課長補佐 前田 智恵子 産業課主幹 岡田 岳大 建設課課長 岩田 政幸 建設課課長補佐 吉村 隆 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	０ 人					

付 議 案 件	
議案番号	提 出 議 案 の 題 目
第 １ 号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第 ２ 号	農地法第４条の規定による許可申請に対する許可について
第 ３ 号	農地法第５条の規定による許可申請に対する許可について
第 ４ 号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
協議事項	（１）農地利用最適化推進委員の募集について （２）農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員の選任について
報告事項	（１）農地法第１８条第６項の規定による通知について （２）令和７年度遊休農地調査結果について
その他	（１）令和７年度能率給の支払いについて （２）成果目標の達成状況及び自己点検表について （３）令和８年度第２回南部町農業委員会総会日程

及び提出議案 題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和8年度第1回南部町農業委員会総会を開会致します。 本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	省略
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、18番山田安身委員、2番井上武委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について	議長	議事に入ります前に、審議の順番を、議案第1号、議案第3号、議案第2号、議案第4号の順にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認めます。 議案第1号『南部町農業委員会事務局職員の任免について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について、令和8年4月1日付けの南部町職員人事異動により本会事務局職員を任免したので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めます。
	議長	辞令、亀尾憲司、農業委員会事務局勤務を解く。農業委員会事務局長の任を解く。 本田秀和、農業委員会事務局長を命ずる。
議案第3号		(建設課岩田課長、建設課吉村課長補佐入室)
農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【 議案第3号朗読及び説明（議案書3頁）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m ² 譲渡人： 土地の表示 登記：畑 現況：畑 地籍： m ² 譲渡人： 合計：畑 2筆 m ² 譲受人： 権利種別：所有権移転 売買 用途：宅地 一般住宅 この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2農地に該当しま

		す。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a 当たり 円と伺っています。
議長		現地調査報告を井上委員よりお願いします。
井上委員		本日、午前9時より、恩田会長、田邊委員、吉次委員、本田事務局長、私で現地調査を行いました。 場所は、 のすぐ前の農地になります。 7ページの土地利用計画図をご覧ください。図面の左側に 、手前側に があります。畑地で道路より少し低い土地ですので、全体的にかさ上げをして宅地にされます。斜線部分に住宅が建ち、周りは駐車スペースで、道路側が出入口になります。北側の農地との境界にはL型擁壁を設置して、それ以外はブロックを積まれます。西側の駐車スペースと隣地との境界は、隣地の所有地の境界にU字溝のブロックが設置してあって、高さがあるので、そのまま借りて利用されるそうで、承諾も貰われています。 側に合併浄化槽が設置されます。 8ページの排水計画図をご覧ください。赤い線で示してあるのが排水関係です。雨水は自然浸透で、3カ所に浸透枳を設置されます。排水は、合併浄化槽から 側に延びて東側に排水を出して、東側の下にはU字溝が埋けてありまして排水が出来る水路になっています。合併浄化槽から出た部分の配管は、ここは赤線になっていまして、そちらを利用して地下に配管を埋められるそうです。占用許可も貰われています。排水路は の下に有りまして、 から出る排水もそちらに流れるようになっています。 屋根の雨は、平屋の片屋根の形状で南側に流れるようになっています、南側の合併浄化槽に流れて排水溝に流れるようになっています。
議長		建設課から来ていただいていますので、改めて我々の立ち位置を説明させていただきます。鳥取県下19市町村の中で鳥取市と南部町だけが直接に許認可が出せる権限移譲を県から頂いています。その責任もございしますので、被害防除については厳正にしないといけないと思っています。今回は、事前審査の中でおかしいと思う点がございましたので、建設課から説明に来ていただきました。質疑を受けます。
田邊委員		今日、現地調査をしまして、合併浄化槽から流れる排水について排水パイプを見ましたが、径が100mmと言う事でした。昨今の雨の量は凄いです、この大きさで大丈夫なのか、溢れたりしないか単純に思いました。ゲリラ豪雨の時など汚水が合併浄化槽から溢れないか懸念します。そのような状況を想定して100mmのパイプにされたのか。昔は良かったかもしれませんが、今は、もう少し大きいパイプにした方が良いのではないかと思います。雨量計算をされたと思いますが、その辺の経緯を建設課長さんから教えていただきたい。
岩田課長		令和6年度から建設課長を拝命しております。宜しくお願い致します。 今回の占用と浄化槽埋設の件につきまして上下水道室の浄化槽を担当しています吉村も一緒にきております。技術的な部分の話になると思いますので、私よりも吉村の方から説明をさせていただきます。

吉村課長 補佐	よろしくお願い致します。 今回の新築に伴って、屋根の部分の雨水と浄化槽の処理した水を１００のＶＵ管で下流に流す計画です。流量が大丈夫かとの懸念もありまして、私どもでも流量計算をしております。流量計算に関しましては、過去の最大の降雨量のデータを用いまして降雨強度を求めています。時間９０mmの雨量が流れた時に、１８０㎡の屋根に降った雨がどのくらい浄化槽に流れるか計算をしております。結果的には、時間９０mm降っても１００mmの口径管で流れると計算結果が出ています。１００mmの口径でも安全であると認識しています。
議長	９０mmの雨量で計算されているという説明ですが、米子市近辺のほとんどの所が、昔は６５mmで計算が標準でしたが、今は１００mmで計算されています。片屋根式の屋根から流れた雨水と、浄化槽からの排水が一気に流れて１００mmの管では処理できずに逆流して汚水が溢れたりしたときは、町長さんが責任を取られますか。先日町長さんに会った時に、町長部局に対して質問を出しています。責任は町長が取られますねと口頭で申し上げましたが、議事録がある中でご回答を頂きたい。建設課として１５０mmか２００mmにするように指導するのが一般だと思います。先ほど申しましたように、南部町農業委員会は許認可権を持っています。農地法で許可したもののについての責任は全て私の責任になります。後になって、何故に許可したのかと言われるようなことになってはいけません。
庄倉委員	１時間に９０mmを想定した計算という事ですが、ゲリラ豪雨ですと短時間に凄い量の雨が降ります。からの水も出てくると説明にありました。本当に１００mmの管で大丈夫なのか、どうせするならば大きい径の管にすれば、今なら間に合うと思います。１時間に９０mmの想定をされた根拠を教えてください。
吉村課長 補佐	９０mmの根拠につきましては、町内の観測地点であります法勝寺、常清、米子市のデータを使いまして、３年間の中で予測される最大雨量と言うところで計算したところ、９０mmと言う計算が出ていましたので、その数字を使って計算をしています。
庄倉委員	過去のデータに基づいて出されたという事ですか、昨今のゲリラ豪雨は短時間に凄い雨量が降りますし、今回は片屋根です。過去のデータで良いのか見解をお聞かせ下さい。
吉村課長 補佐	確かに昨今の雨量は凄いです、９０mmの根拠で計算した結果がクリアでしたので、今の段階ではこのデータしか持ち合わせていません。
議長	最終的に誰が責任を取るかです。普通の流量計算は、屋根の真ん中からこの傾斜からいくら、ここの傾斜からいくらと流量計算します。どのようにされましたか。
吉村課長 補佐	全ての面積を拾う計算でさせていただきました。
議長	先ほども申しましたが、米子市周辺は雨量１００mmか、それ以上で計算されています。あなた方は裏付けがあって９０mmで計算をされているという事ですが、もしその数字が間違っていた場合は、誰が、どのような責任

		を取られるのですか。汚水が流出したら、その処理だけでも大変です。そこを農業委員会は心配します。90mmの計算で100mmのパイプで問題ないと断定できますか。確約できるのならば、それで良いですが、何かあった場合は町長に責任を取って頂けますね。責任の取り方も色々あります。我々の懸念に口頭では無くて、ちゃんとした形で示していただきたい。
	田邊委員	赤谷集落は平成28年のゲリラ豪雨を経験しています。75mmの雨だったと思いますが、短時間に集中的に降って計算では測れない状況でした。卓上で計算された以上の量の雨が降ると認識をしていただきたいと思います。今回は、地下浸透の水も、公民館からの水も一気に流れてくるわけですから、私も100mm以上で計算をやり直された方が良いと思います。
	吉村課長 補佐	確かに最近の雨量は多いですし、90mm以上の雨が降った時にどうなのかという事もあります。降雨量につきまして90mmより多い量で再度計算しまして、100mmのパイプで良いのか再検証をしたいと思います。
	議長	と言う事は、今回出されたものは取り消すと言う事ですか。そうなれば、農業委員会としては条件付き許可になります。
	岩田課長	90mm以上の雨量で再計算を行いまして、必要な半径を計算して、変われば占用の申請も変わってきますので、施主さんには適切に申請をしていただいて、その方向性が決まりましたら、改めてご報告をさせていただく格好でよろしいでしょうか。
	議長	建設課長より、計算をやり直して改めて適切な数字を出すとの説明がございました。農業委員会としては、条件付き許可としたいと思います。皆様いかがでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は条件付き許可としたいと思います。報告は、いつ頃になりますか。
	岩田課長	施主さんの事情が分かりませんが、来月の総会には間に合うようにご報告したいと思います。
	庄倉委員	1点質問があります。10ページを見ますと、浸透枳の蓋に車上禁止とありますが、設置場所がちょうど駐車スペースになっています。場所移動が必要ではないでしょうか。
	局長	条件付き許可でございますので、この事も含めて先方に確認を取りたいと思います
		(建設課岩田課長、建設課吉村課長補佐退室)
案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第4条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【 議案第2号朗読及び説明（議案書2頁）】 土地の表示： 登記：畑 現況：宅地 m²

		申請人： 用途：宅地 転用目的施設の概要：車庫・庭 この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 現況が宅地になっております。許可を受けないでの転用であることが発覚して、追認を依頼されての申請でございます。 現地調査資料の4ページをお開き下さい。申請者のご自宅の敷地内に、平成4年に車庫を建てられています。固定資産税で確認しています。その際には既に少し山林化していた資料がございます。恐らく、農地では無いと思われるので確認をせずに転用をされてしまったようです。ご本人さんからは、平成4年頃に倉庫を建ててそのまま使っていた。申請地の南側には建物が建っていて、東側も宅地の状態であることから、農地である認識なしに無許可で建築をしてしまった。本来ですと現況復帰が原則であると事務局からも指摘をしておりますが、今後は、農地法を遵守して、このような事が無いようにするので、現況のままでの許可をお願いしたいと顛末書を頂いています。 今回、発覚した理由は、 に子供さんが住まれる住宅を建築中で、改めて敷地内の登記を見直されて農地であることが分かり、農業委員会に相談をされました。
	議長	井上委員より、現地調査報告をお願いします。
	井上委員	先ほどと同じメンバーで現地調査を行いました。 場所は1ページをご覧ください。申請地から道路を西に行くと の農地が広がり、南に下りると さんの があります。 4ページをご覧ください。赤枠が申請地で、農地の一部に車庫が建っている状況です。 は住宅を建築中で、 、 は宅地で、申請地だけが農地です。 は別の所有者です。
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	申請者のお宅ですが、他に農地を所有されていますか。何故、今まで農地であると分からなかったのですか。
	局長	他に農地をお持ちか確認しておりませんが、農業はされていないと聞いております。お父様より相続をされています。調べて後でご報告をさせていただきます。
	議長	吉次委員さん分かりますか。
	吉次委員	分かりません。
	議長	調べて、後で答えさせるようにします。私も現地調査に行きましたが、 のような所に新しい家が建っていて、水稻を作られていたような場所ではありません。樹園地であったのを少しずつ分割して住宅地にされたような感じでした。
	庄倉委員	発覚して申請をされたのは良い事だと思いますが、固定資産税の通知を見ればきちんと書いてあるので分かると思います。顛末書にどのように書

		いてあるか分かりませんが、確認をしてくだといふような指導をされても良いと思います。
	議長	顛末書は閲覧に出していますので、皆さんも早めに来られてしっかり目を通して下さい。想像ですが、家を新築されるにあたり、金融機関から指摘があったのではないかと思います。 他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第4号		(デジタル推進課 前田課長補佐 産業課 岡田主幹入室)
農用地利用集積等促進計画案の意見照会について	議長	議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の意見照会について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田課長補佐	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書4～6頁）】 農地番号 1番～9番 設定を受ける者： 4名 設定をする者： 6名 設定をする土地： 9筆 計 7,566㎡
	議長	議案第4号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	8番、9番についてお聞きます。さんと所有者さんのご関係を教えて下さい。それから、ブドウは既に植えてある農地ですか。
	前田課長補佐	さんと所有者さんは親戚関係ではなく、ご近所さん同士です。使われていない農地を借りられて、新たにブドウを植えられます。
	田邊委員	分かりました。
	議長	目的があるのですか。
	前田課長補佐	さんは、の下請けをご自宅でされていて、半分は今のお仕事、半分は農業をしたいという意向を持っておられます。以前にに住んでおられた時にブドウ栽培をされていたそうで、南部町でも作ってみたいという事でした。
	議長	販売ルートとかお持ちですか。
	前田課長補佐	当面の間は大規模に販売という形ではなくて、直場所で売の程度を考えておられるそうです。の原材料として使える物はないか試してみたいという意向もお持ちです。
	議長	反ほどの農地を所有されていますが、そこでは何を作っておられますか。
	前田課長補佐	畑作をされています。ご自宅で消費する作物を作っておられて、ご近所にも分けたりしておられるそうです。
	議長	反の畑の管理は大変です。地元委員さんどのような方か分かりますか。
	井田委員	この方は、一昨年頃にの会社を辞めて、こちらに帰ってお母さんと一緒にお住まいになっています。畑は、お母さんと一緒に野菜を作られていて、自家消費と余った分はご近所に分けたり、販売をされたりしていると聞

		いています。 この度借りられる農地は、ご近所の付き合いの中で、使われていない農地をご自身で話をして借りられたと聞いています。ブドウの販売ルートを持っておられると聞いたことがあります、それ以上の事は分かりません。
	議長	事務局は、受付をされる時は詳細に事情を聴かれて、総会での質問にきちんと説明が出来るようにお願いします。
	田邊委員	4番、5番についてお聞きします。 さんはご高齢ですが、後継者はおられますか。
	前田課長 補佐	所有者さんは、元々は にお住まいで、 に農地を持っておられますが、管理が出来ないので さんと長年契約をされています。 さんは、子供さんと一緒にされていて、何かあれば子供さんに引継ぎをされると伺っています。
	田邊委員	分かりました。
	吉次委員	8番、9番についてですが、期間が15年と今まで上がってきたことの無い長い期間です。5年刻みで借りて様子を見られるのが普通だと思いますが。
	前田課長 補佐	長い期間なので伺ったところ、ブドウを植えるのに棚の整理をするので長い年数を借りたいと地権者さんに話をされたそうです。地権者さんも、現在使っていない自分で管理するのも難しくなってくる土地であることもあって、お互いが長い期間借りたい、貸したい意向が合致してこの期間で同意されました。お互いが合意されている中で、期間の変更をお願いするのは難しいのでお受けしました。
	吉次委員	ブドウはどのくらい植えられますか。
	前田課長 補佐	10本くらい植えられる予定で、先々は徐々に増やしていきたい意向をお持ちだと伺っています。
	吉次委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案通り議決、承認されました。
案第2号 (補足説明)	議長	議案第2号の庄倉委員のご質問の回答をお願いします。
	本田局長	今回申請のありました場所の北側に畑をお持ちです。それから の第1種農地が広がっている中に田を2筆持ちますが、 さんに貸しておられます。ご自身は、農業はされていないようです。
	庄倉委員	分かりました。
協議事項 (1) 農地利用最適化推進委員の募集について	議長	『(1) 農地利用最適化推進委員の募集について』説明を求めます。
	局長	【『農地利用最適化推進委員の募集について』朗読(7～9頁)】
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。
	吉次委員	提出書類はどこに取りに行けばよいですか。
	局長	事務局で用意しますし、ホームページからダウンロードできるようにします。

	議長	他にございませんか。ないようですので、このような内容で募集致します。
(2) 農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員の選任について	議長	『(2) 農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員の選任について』説明をお願いします。
	局長	【『農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員の選任について』朗読(10分)】 7名以内のメンバーで構成する規定になっています。
	議長	会長が指名するとなっております。井上武さん、庄倉三保子さん、黒木美由紀さん、井田厚美さん、田邊元史さんを選任します。宜しくお願いします。
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』説明を求めます。
	局長	【『農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読及び説明(議案書11分)】 さんは、 として研修をされて、令和 年に独立をされて、その際に今回の農地を借りられました。しかし、体調を壊されて管理が難しくなり、産業課も交えて話し合いを行い、今後は さんが管理されるという事で合意解約が整いました。 さんは、他の仕事に就かれることが決まっています。全く農業を辞められるわけではなく、体調を考慮して、地域の方も協力をしながら続けられると伺っています。
	議長	質問をお受けします。
	庄倉委員	さんは、何を作られるのですか。
	局長	現在、起こしてはありますが、少し荒れている状態であった事もありまして、保全管理をしながら様子を見ると伺っています。
(2) 令和7年度遊休農地調査結果について	議長	『(2) 令和7年度遊休農地調査結果について』説明を求めます。
	局長	【『(2) 令和7年度遊休農地調査結果について』数字を読みながら補足説明 議案書12～13分】
		質問を受けます。(質問、意見等なし。)
(1) 令和7年度能率給の支払いについて (2) 成果目標の達成状況及び自己点検表について	議長	『(1) 令和7年度能率給の支払いについて』説明を求めます。
	局長	本日、能率給の明細を封筒に入れてお配りしています。4月21日に報酬と一緒に振り込みを予定しています。
	議長	『(2) 成果目標の達成状況及び自己点検表について』説明を求めます。
	局長	“令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価”をお配りしています。自己点検評価欄にご記入の上、4月20日までにご提出をお願いします。
令和8年度第2回農業委員会総会の日程	議長	令和8年度第2回南部町農業委員会総会は、令和8年5月12日(火)に開催します。
閉会	議長	これにて令和8年度第1回南部町農業委員会総会を閉会致します。